

# SAWAYAKA さわやか

猛暑の中、農業委員・農地  
利用最適化推進委員が  
市内全域の農地の利用  
状況を調査しています。



「農地パトロール（農地利用状況調査）」の様子【連載】p 4

特集

市政に届けよう！ 農業者の声を

…… p 2～3

2019.

8 月号

- 連載「農地パトロール（農地利用状況調査）」…………… p 4
- 農業委員会事務局からのお知らせ…………… p 5
- 「農業支援ワンストップ窓口」をご利用ください…………… p 6
- 令和元年度 農業委員会活動方針並びに事業計画…………… p 7
- おれらの組織紹介・編集後記・インフォメーション…………… p 8

# 農業者の声を

きし、それを行政等につなげて地域農業振興の一助とする  
との意見交換会」をサン・ワークしばたで開催しました。  
りましたので、お知らせします。

## 1 耕作放棄地に関する問い

(1) 栽培から販売まで、総合的な視野に  
立った耕作放棄地対策を検討いただきた  
い。土地に適した栽培作物というだけで  
奨励されても、買い取り先がなければ継  
続しない。販売先や価格、直売所の充  
実・拡充、あるいは加工品の販売店舗  
等、出口まで見越した計画を策定してほ  
しい。

**答** 市は、販売先が確保できていない作物  
であるにもかかわらず、土地に適した作物  
というだけで奨励していく予定はありま  
せん。市が直接的に販売先や価格交渉、直  
売所の充実、加工品の販売店舗等の確保ま  
で行うことはできませんが、県、農協、農  
業委員会、市がそれぞれの役割の中で、耕  
作放棄地対策にふさわしい作物を検証し  
つつ、生産から販売までの環境整備に努  
め、総合的な視野に立った耕作放棄地対策  
を計画的に行っていく必要があると考え  
ています。

なお、市では、耕作放棄地対策の一環と  
して薬草の実証栽培に  
取り組んでいます。裁  
培ノウハウが確立しつ  
つあり、一定の販売先を  
確保できた段階で、市内  
農業者へ普及させてい  
く計画です。



(2) 薬草栽培については、まだ本  
格栽培に至っておらず、また、  
採算面や販路等にも課題が多  
い。引き続き市の支援をお願い  
したい。

**答** 市では、耕作放棄地対策の一環  
で、平成26年度から松岡薬草生産組  
合と連携を図りながら、薬草の実証  
栽培を行ってきました。実証栽培開  
始から5年が経過し、ようやく「日  
本薬局方」の基準を満たした成分の  
高い薬草の収穫が可能となり、栽培  
技術が確立しつつあります。

平成30年度からは、販路を確保す  
るため、営業活動にも取り組み、そ  
の成果として、令和元年5月に県外  
企業に50kgを出荷(13000円/1  
kg)しました。今後もこれら企業と  
の取引を継続し、販売チャンネルの  
増加に向けた取組を行い、松岡薬草  
生産組合の独立及び薬草栽培が市  
内農業者に普及するよう、本格栽培  
に向けた支援を行っていきたくいと  
考えています。

(3) エゴマの栽培が耕作放棄地に  
適しているようである。調査・  
検討をお願いしたい。

**答** エゴマ栽培における県内事例に  
ついては、獣害対策の一環としての  
取組のようですが、収支面や労働力

等の課題も多い品目と聞いていま  
す。また、市では政策的位置づけと  
して薬草栽培に取り組んでいるこ  
とから、現段階において、エゴマの  
栽培を積極的に推奨していくこと  
は考えていませんが、近隣自治体で  
も力を入れている事例もあること  
などから、興味がある農業者の相談  
等に対してはしっかりと対応してい  
きたいと考えています。

(4) 畑地の耕作放棄地の解消につ  
いて、補助金の支援をお願い  
たい。

**答** 市の補助事業である「強い農林  
水産業づくり支援事業」の中で、耕  
作放棄地対策のメニューとして支  
援を行っています。事業の実施要件  
として、農業者を含む地域住民で行  
う取組であり、栽培の再開に向けた  
目的であれば田、畑等の地目にか  
わらず対象とし、上限交付額は1団  
体あたり年間10万円となっています。  
また、令和元年度から県の補  
助事業である「耕作放棄地再生作  
業支援事業」の充実化が図られた  
ことから、それら事業との抱き合わ  
せによる事業展開を図り、耕作放棄  
地の解消につながるよう努めてい  
きたいと考えています。



# 市政に届けよう!

当農業委員会では、去る2月24日に農業者のご意見・ご要望をお聴くことを目的に、「耕作放棄地及び鳥獣害問題」をテーマにした「農業者等農業者等から寄せられたご意見とご要望について、市から回答が



## 2 鳥獣害に関する問い合わせ

(1) 鳥獣害の問題は決して中山間地域だけの問題ではなく、平場地域も含めた農業全体の問題であるということをもっと周知し、自然災害と同じように、広く支援を受けられる仕組みづくりを考えてほしい。

**答** 平場地域も含めた「自助・共助・公助」の考えで獣害に負けない集落づくりを目指し、被害軽減に向けた取組を支援しています。

また、その他の支援については、農業者の皆様で組織する多面的機能支払制度の広域協定総会で議題とされ、関係者に周知されていると聞いています。詳しくは最寄りの土地改良区にご相談いただきますようお願いいたします。

### (2) 電気柵関係

① 現在、電気柵に係る補助制度は資材費に對してのみとなっている。地域で自前でできることは精一杯取り組んでいるが、限界がある。設置費、維持管理費、降雪前の撤去費についても、公的支援をお願いしたい。

**答** 電気柵の資材費以外の補助的事業は現在ありませんが、維持管理については当市も負担する国の中山間地域等直接支払制

度や多面的機能支払制度での取組が可能となっています。詳しくは最寄りの土地改良区にご相談いただきますようお願いいたします。

② 電気柵の資材費補助手続きをもっと簡素化してほしい。

**答** 現在、電気柵設置に伴う補助申請に關しては、すべて新発田市鳥獣被害防止対策協議会が行っており、地域の方々による事務手続き等はありません。

③ 一般市民や子どもは、電気柵について知識が不足しており、事故に遭遇する危険性が高い。電気柵による事故防止について、広く周知徹底をお願いしたい。

**答** 広報しばた4月号及び8月号において、注意喚起のお知らせを記載しており、今後も引き続き周知徹底を図っていきますが、電気柵を設置されている集落内においても、注意喚起の周知をお願いします。

④ 電気柵周辺の草刈り費用は多面的機能支払交付金で賄っている。今後も多面的機能支払交付金の継続を望む。

**答** 市としても引き続き、国・県へ同制度の継続を要望していきます。

⑤ 事故防止のため、市、JA等関係各機関が一致協力してわなを仕

掛けていることを、一般の方々に容易に判別できる看板の形状やデザインに統一願いたい。

**答** 鳥獣を捕獲するわなには統一した捕獲従事者証を掲示しています。判別ができる掲示物について、関係機関や猟友会と相談させていただきます。

(5) 狩猟者の養成が急務である。免許取得の緩和等、狩猟制度の改革について、国・県に働きかけをお願いしたい。

**答** 狩猟者の担い手不足の解消を図るため、狩猟免許関係に伴う経費の一部を既に県と市で負担し捕獲従事者の確保に取り組んでいます。国・県に対しても狩猟者養成について要望していきます。

(6) 猿の駆除方法について、民間企業と連携した取組について検討願いたい。

**答** 新発田市鳥獣被害防止対策協議会では、猿の駆除も含めた獣害対策を、野生鳥獣被害コンサルティング事業を行っている企業や鳥獣被害対策の専門家である大学の先生方から指導をいただきながら既に取組んでいるところであり、徐々に被害は減少しています。

連載

# 「農地パトロール(農地利用状況調査)」

～ 農地等の利用の最適化に向けて～



## 「農地パトロール(農地利用状況調査)」について

新発田市農業委員会では、農業委員、農地利用最適化推進委員及び市職員が一体となって、毎年8月に重点的に農地パトロールを行っています。その目的は、遊休農地の状況を確認して対応策を検討することや、農地の無断転用の防止を図ることにあります。

農地利用状況の確認だけを何度行っても、遊休農地の解消にはなりません。そのため、農業委員会としては、遊休農地の担い手への結び付けなど、その解消に向けた取組を行っており、遊休農地の解消・復旧につながった事例もあります。しかし、耕作条件が不利な農地は、なかなか難しいのが実情です。

遊休農地になってしまった原因はいろいろあると思われませんが、周辺の農地に悪影響を及ぼさないよう、せめて草刈りなどの管理をしてもらえるよう、お願いしていきたいと考えています。また、農地の所有者と話し合い、所有者としての管理責任を強く自覚してもらうことが、遊休農地の減少につながるのではないかと考えています。以前の減反政策時代の頃に、稲作に適さないため、減反に有利になるように貸借された農地が、現在どのようになっているか心配に感じます。

いずれにしても、農地パトロールを続けることで、遊休農地になることを防ぐとともに、少しでも遊休農地がなくなればよいと思っています。一度耕作放棄された農地を元に戻すことは非常に難しいので、手遅れになる前に農業委員と農地利用最適化推進委員が協力し合い、今後も農地パトロールを継続し、関係者の同意を得つつ農地利用の最適化を図っていかれたらと考えています。

(齋藤 喜一郎委員)



## 農業委員会事務局からのお知らせ

### 農地を売買（貸借）する際の下限面積についてお知らせします。

農地を売買（貸借）する場合、農地を買われる方又は借りられる方が耕作する面積（※所有する面積ではありません）は次のとおりです。

対象地域	農地を買う又は借りる際の下限耕作面積
旧赤谷村、旧米倉村の地域	30アール以上
旧松塚村の地域	20アール以上
上記を除く全地域	50アール以上

### 農地（田）の権利移動の手続きは、8月13日（火）から受付を開始しています。

田を売買（貸借）される予定の方は、権利移動の手続きの受付を開始していますので、農業委員会へご相談ください。

畑を売買（貸借）される場合は、農作物の権利調整が済んでいれば、通年で受け付けています。

#### 農家の皆さん

#### 「家族経営協定」を締結してみませんか

「家族経営協定」とは、家族一人一人の役割と責任を明確にし、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる農業経営を目指し、より良い経営、生活、将来の目標などについて、家族みんなで話し合い、家族間のルール・取り決めについて文書にすることです。

#### 【制度上のメリット】

##### ① 認定農業者制度

共同経営を行っている配偶者や後継者は、経営主と共に認定農業者になれます。

##### ② 農業者年金

共同経営を行っている配偶者や後継者は、所定の要件を満たせば、基本となる保険料に対し一定割合の助成を受けることができます。

##### ③ 農業改良資金

一定の条件はありますが、配偶者が資金の貸付を受けようとする場合は、家族経営協定を締結していることを要件の一つとしています。

#### 「農業者年金」に加入しませんか

#### 【加入要件】

- 60歳未満
- 年間60日以上農業に従事している
- 国民年金第1号被保険者

#### 【特徴】

- 80歳までの保証がついた終身年金です。
- 公的年金で、保険料は全額社会保険料控除の対象になります。
- 毎月の保険料は20,000円から67,000円までの範囲で加入者が選択できます。
- 認定農業者などの担い手を対象に、保険料に対する国庫補助制度があります。

～みなさんのご相談にお応えします～

# 「農業支援ワンストップ窓口」を ご利用ください

## 「ワンストップ窓口」とは

農業者の皆さんが相談に訪れやすい環境を整えるため、相談内容に応じて、関係する機関が一堂に会し、農業についてのさまざまなお悩みに対応する相談会です。ぜひ、お気軽にご利用ください。

**開設日**：毎週水曜日

**時間**：午後 1 時 30 分～ 3 時 30 分

**会場**：加治川庁舎 3 階会議室

**申込方法**：事前予約制（相談希望日の 2 週間前までにお申込みください。）

**相談内容**：新規就農相談、集落営農の組織化・法人化、法人設立準備や手続き  
農業経営の多角化・複合経営相談、各種支援制度、その他

**対応機関**：新発田地域振興局、JA北越後、新潟県農業共済組合、  
市内土地改良区、農業委員会事務局、農林水産課

**お申込・お問合せ先**：

農林水産課農業経営推進係（☎0254-33-3108）

## メリット

- ① 相談のために、あちこちの窓口へ出向く必要なし！
- ② 各機関からのその後のサポートもスムーズに！
- ③ 毎週開催なので、何度でも利用できる！

# 令和元年度 農業委員会活動方針並びに事業計画

令和元年度活動方針並びに事業計画について、4月26日開催の農業委員会総会で承認されました。

## 1. 活動方針

平成28年4月から新たな農業委員会制度が施行され、従来の農地法に基づく許認可業務に加え、「農地利用の最適化」が農業委員会の「必須業務」となったところであり、従来からの活動である農地パトロールによる農地利用の状況把握や、農地の出し手と受け手を仲介する利用調整などを、より一層強力に進める必要がある。

そのため、農業委員会は、目指すべき地域農業の将来像の合意形成を図るため、地域の実態把握を踏まえ、地域（集落）の農地利用調整の要として、守るべき農地と担い手を明確にするための話し合いの場づくりに積極的に関与する。

## 2. 事業計画

活動方針に基づいて次のとおり審議するとともに、各部会において年間活動計画を策定し、計画に基づいて活動を展開する。

### 会議の開催

定例総会	月1回
調査委員会	月1回（定例総会前に開催）
役員会・部会	必要に応じて
農業参入計画調査会	必要に応じて

### 農地調整部会

農地制度の適正な執行のため、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づき、地域（集落）の農地利用調整の要として、守るべき農地と担い手を明確にするための話し合いの場づくりに積極的に関与し、担い手への農地の集積・集約化を主体に、遊休農地の発生防止・解消活動や農地の適正な利用状況の監視及び指導を行う。

#### ○農地パトロール

- ・遊休農地の現地調査及び当該農地権利者への利用意向調査の実施
- ・無断転用地の調査及び農地権利者への個別指導の実施
- ・新規参入者の就農状況及び課税特例農地の管理状況等の現地調査

#### ○農業振興地域整備に関する法律の適正な運用

- ・農振農用地区域内にある農業用施設（コンクリート張り農地を含む。）の現地調査の実施

### 農政推進部会

就業の場並びに多様な担い手の確保に向け、新規就農者支援や人・農地プランの実質化など農業関係機関・団体と連携した活動を主体に、農業者（地域）の声を反映した行政への提言を行う。

#### ○担い手、認定農業者等の育成・確保

- ・市内農業者と市及び農業関係機関・団体等との意見交換会の開催

#### ○農業委員会活動の適正化及び円滑化に向けた各種研修会の開催

- ・農業者年金研修会
- ・農業委員会視察研修事業

### 情報活動部会

農地行政にかかる関係法令業務の適正な執行のため、各種情報の収集・提供を主体に、農業委員会活動を市民にPRするため、「目に見える農業委員会活動」を発信する。

#### ○所有者不明農地等の取り扱いや委員公募など農業者はもとより、農業者以外の市民にも分かりやすい記事を掲載した農業委員会広報「さわやか」の発行

#### ○女性農業者が活躍しやすい環境を整備するため、家族経営協定や法人化経営相談活動を推進し、女性新規就農者等の紹介や女性農業者の活躍事例を発信する。



# まわりの組織紹介

今回は、「アースクリエイト株式会社」におじゃましました。(担当:近藤勇二委員)



## 中山間地域の農地を守る 期待の法人

今回は、川東地区の田貝集落を中心に活動している「アースクリエイト株式会社」を紹介합니다。

普段は、代表の倉嶋忠之さんと仲間3名で活動していますが、繁忙期には集落の方にお手伝いをお願いし、稲作を中心にオクラ、オータムポエム、銀杏、ソバなどを栽培・出荷しています。

「鳥獣被害の多い中山間地域の農地を守りたい」「これ以上耕作放棄地を増やしたくない」という気持ちで、気の合う仲間たちが集まって活動を始めたのが法人設立のきっかけです。

深刻な鳥獣被害に悩まされながらも、虫が飛び交う清流の地ならではの良食味米の生産を拡大し、後継者となる担い手の育成を目指しています。

離農者の多い中山間地域の農地を守るため、日々奮闘するアースクリエイト株式会社の取組に期待したいと思います。

### 編・集・後・記

平成から令和の時代を迎え、期待と不安の入り混じった思いをしている昨今です。

先般、市内の衣料量販店に買い物に行ったところ、レジは無人で、なんと買った品物をかごのままボックスに入れると、機械が全部読み取り自動精算されました。ITの先端技術がここまでできたかと、昭和生まれの小生にはなかなか理解しがたく感服した次第です。

農業の世界にも無人運転トラクターなどの先端技術が押し寄せ、農作業の形態も日々進化してきていると感じています。特に若者達にとって農業は魅力ある職業の一つになりつつあり、これからどんな時代が来るか楽しみです。暑い暑い日が続きますが、キンキンに冷えた生ビールを楽しみにもう一仕事するか!!

(湯浅 生夫委員)

### インフォメーション

## 全国農業新聞を読もう!!

週刊 金曜日発行 月700円、年8,400円消費税込



最大3ヵ月

無料試し読みキャンペーン実施中!

詳しくは農業委員会事務局または農業委員・農地利用最適化推進委員まで。



### 事務局人事異動

～よろしくお願いたします～

- 参事 寺尾 嘉英 (議事事務局から)
- 副参事 森田 正亮 (税務課から)
- 主事 金田 亨 (豊浦地区公民館から)

～お世話になりました～

- 係長 滝沢 一彰 (退職)
- 参事 伊藤 正仁 (人権啓発課へ)
- 主任 水澤 勝 (財産管理課へ)

ご意見・ご感想をお寄せください。

農業委員会事務局 TEL 0254-33-3119